

Business Certificate news

2010年3月25日

証明依頼書および仕向国コードの変更について(お知らせ)

4月1日から、「証明依頼書」及び本依頼書にご記入いただいている「仕向国コード」を変更いたします。

証明依頼書については、「ラバー証明用」、「肉筆証明用」、「外国産証明用」いずれも変更になります。

なお、新フォームは、3月29日から返却カウンターにおいて事前入手できるようにいたします。

記

- 1、 証明依頼書の新フォーム
 - ・ インボイス証明、サイン証明、その他証明に仕向国コード欄を設けています。
- 2、 新仕向国コード
別添参照
- 3、 新証明依頼書と新仕向国コードの導入時期
2010年4月1日の申請分からご利用ください。

【本件問合せ先】 証明センター 三村 03-3283-7610